

〈論文〉

「犯罪人類学者」イスラエル・
カステジャーノスの初期研究

——20世紀初頭のキューバにおけるその人種主義——

岩村 健二郎

I はじめに — 「人種」と「犯罪」 —

「人種」による遺伝決定論や19世紀終わりから20世紀初頭の犯罪学が示そうとした生物学的「犯罪人」¹⁾にまつわる言説の問題性は、現代においてすでに克服された、過去の思考様式にのみあったものと言えるだろうか。遺伝学で言えば、2003年にヒトゲノムの解析は完了し、今では検体を受け取って全ゲノム配列情報を解析、納入する民間業者もあり、その情報をもとにして、虹彩、頭髮色、皮膚の色のDNA表現型を「推測」できるとする無料ツールも存在する。しかしそこで掲げている例えば皮膚の色の類型、very pale skin / pale skin / intermediate skin / dark skin / dark to black skin (あえて原語なのはもちろん文化的差異が混入するからである)の「5色」のDNA「表現型」が指し示しているものは、普遍的に了解可能な意味内容なのだろうか。もちろんこれは一方で近似値による識別技術であって、検体特定のための補助として例えば犯罪捜査に導入されていることにはどこにも破綻はない。しかしこうした遺伝決定が、遺伝における「顕性・潜性」への言及も見られないことも含め、もし一般に流通している遺伝に関する理解やイメージなのだとしたら、蓋然性のもとに決定論を受け入れているかのような態度はそこにはないだろうか。同様な現象と思われるものに、AIを使った「犯罪のホット

スポット」を予測する「予防的取り締まりシステム」の開発がある (Akpınar et al. 2021)。このシステムの「人種バイアス」を検証し立証した論文 (Avakame 1999) では、予防的取り締まりが根拠とする被害者の報告内容に人種や性、貧富や学歴など、多数の「法外要因」が混入しており、予測の結果に格差をもたらしていると批判している。侵犯行為をあらかじめ予測し、防衛しようとする企図は、犯罪として成文化されたものの外側に、広い文化的、社会的な解釈、分析、イメージの領域を今も作っているのである。

上記の例は、人種主義が人間の分類法や自他論に根拠を与え、広くは「世界」認識そのものを今も強く拘束している例と言えるであろう。「人種主義」という概念は歴史が浅いと酒井は、「人種主義の分類法は、地政的条件や歴史の文脈によって変化し多様」であるが、「異なった分類法が関係をつくり、あたかも均質な分類法が、世界全体の人間の人種的な配置をつくっているかのように、世界を表象する働きをする」ことによって、「普遍妥当性をもっているかのように現出」しているとする (酒井 1996: 212-215)。そうであるならば、ある特定の地域の、特定の歴史のコンテキストにおける人種主義とその実践の事例を相対化することは、現代の人種主義の相対化に貢献するはずだ。均質な「人種」分類の遍在を仮定させることが人種主義の威力であるのなら、その遍在性がいかなる関係のもとに可能になってきたのかを、個別の時間・空間における「人種」の言説に見ることの重要性は自明であろう。

これから論じる「犯罪人類学者」イスラエル・カステジャーノス (Israel Castellanos 1891-1977) の初期研究は、20世紀初頭のキューバで行われており、それは「人種」と「犯罪」の考え方とその相関を見る上では豊富な要素を持った時間・空間と言えるかもしれない。当時の「状況」として言われるのは、前世紀末の奴隷制度廃止 (1886) と独立戦争 (1868-1878, 1895-1898)、合衆国による占領を経て、共和国 (1902) となった直後であり、知識人たちが国家論の枠組みの中で対峙した社会の不安定要素、喫緊の課題には、経済状況、貧困、社会統治・衛生等に並んで「犯罪」もあった (Domín-

quez Cabrera 2015: 20)。また 1912 年には「有色人独立党 Partido Independiente de Color の反乱」が起こり、独立戦争に参加した「有色人」の退役軍人による「人種」政党の結党と新生国家への参画の異議申し立ては、奴隷制廃止後の歴史においては稀な、行政権力によるアフリカ系人の「公的」集団虐殺に至った²⁾。知識人たちによって社会統治が思考される際に、真っ先に「人種」が前景化されたであろうことは想像に難くない。この後説明することではあるが、「黒人」の「犯罪人」を類型化し、社会にとっての「危険人物」としてあらかじめ取り除いてしまおうという企図を持ったカステジャーノスの研究は、こうした「状況」に還元することも可能かもしれない。しかし一旦それを留保したい。ここでは、歴史事象として言われる要素、脈絡を見ながらも、それに即座に還元することを極力避け、まずは出来得る限り個別のテキストを内在的に読み、それを成立させている他のテキストとの参照関係を読解するなかで明らかになる「人種」と「犯罪」を見ていきたいというのが筆者の原初的な望みである。

II 先行研究

イスラエル・カステジャーノスの研究を総合的に捉えたものは見当たらないが、扱われ方の傾向から時系列的にまとめると以下のようなだろう。まず、近代科学批判としてロンブローゾらの実証主義犯罪学の歴史を批判的に辿るなかで、系譜的にカステジャーノスをとらえて分析したのは 1988 年のガレラ・ゴメス (Galera Gómez 1988) が最初であろう。同じスペイン高等科学研究院のナランホ・オロビオ (Naranjo Orovio 2005) とともに、ロンブローゾの隔世遺伝論を新世界で展開、伸長させ、有色人種の犯罪人の退行性を立証しようとし、最終解決として断種を主張した過激な「ネオ・ロンブローゾ派」としてカステジャーノスを扱っている。2000 年代に入ってパルミエの『魔術師と科学者』(Palmié 2002) とブロンフマンの『平等の尺度』(Bronfman 2004) が相次いで合衆国で出版され、前者ではカステジャーノスが対象にしていたアフリカ系宗教を指す「ブルヘリーア」(後述)の研究

は、それを社会の病理として提示し撲滅をめざすものとしてあっただけでなく、研究を実践する者自身が、科学の近代化を証明する主体となり、黒人の身体を素材に「科学」を作製、自己を成型しようとしていたとしてその心理機制を分析している。後者はキューバの生物学的犯罪学は当時人種問題を説明する上で特権的な位置を確保できたが、新しい共和国憲法の信教・結社の自由によって法廷での人種主義的言説は緩和され、カステジャーノスたちが望んだほどには知の基盤を構築できなかったとして、その具体的な知＝権力の「効果」について検証している。キューバでは、2011年になってハバナ大学法学部のデ・アルマス・フォンティコバが（De Armas Fonticoba 2011）キューバの犯罪学、法人類学の系譜研究においてカステジャーノスを位置づけており、また出生等の個人史（Delgado García 2004にもあり）も紹介している。続いて2014年に同じキューバ出身のマルケス・デ・アルマス（Marqués de Armas 2014）は、キューバにおける「異常者」として他者化された存在の歴史を医学、人類学、法学等の相関において論じているが、黄熱克服（1900）という疫学による「国家」的成功を契機とした、社会生物学的パラダイムにおいて国家を把握し、社会全体の医療化を目指そうとする思想潮流の中にカステジャーノスの研究を位置づけている。日本では大杉（2004）が、1990年代のキューバの経済危機におけるアフリカ系宗教実践者の増加への革命政権の「不安」を分析し、その歴史化においてカステジャーノスによる物神崇拜の研究は廻行されている。最後に、キューバの新鋭ドミンゲス・カブレラは、2015年に『キューバにおける社会的身体、犯罪性、そして言説実践（1902-1926）』（Domínguez Cabrera 2015）において、犯罪に関する科学の言説を同時代の公共圏の変化と拡大の中に読み解き、知識人たちの言説編成を科学という客観性、正統性を生産する行為、自らの主体構成の行いという観点から解析している。カステジャーノスの犯罪学も、社会衛生の政治、犯罪統制の実践において、自らの研究こそが規範となるような新たな知を構成しようとした行いとして分析されている。この最新の研究は、キューバにおいてヨーロッパの先行理論の自己領有とそれによる自己成型がいかに成し遂げ

られたのかというパルミエの論点を引き継いでいるだけでなく、それがキューバの学術研究、学術会議、新たな定期刊行物を含む公共圏のダイナミズムにおいてどのように分節化されたのかを考察している点で最先端と言えるだろう³⁾。

総合的なカステジャーノス論がないとはいえ、ここで挙げたそれぞれの総体は膨大であり、全体を継承発展させるとしたら小論が及ぶ範囲は限定的だ。上記先行研究は概ね同時代のキューバ国家の近代化論を批判的に扱う中で、社会ダーウィニズムの系譜にカステジャーノスの研究を位置づけ、それがロンブローゾの遺伝決定論による生来犯罪人の概念をキューバという（現代の認識でいう）複合民族社会に「適用」しようとした試みであって、結果として極端な人為淘汰の提唱にまで至っていることを問題化していると言えるであろう。しかし、これは言わずもがなではあるが、「極端」で「ある」ことと「あった」ことは異なる。とりわけ人種主義の歴史について扱う際に、遺伝決定論というその後の科学において否定された概念を遡って批判的に論じるには、いわゆるホイッグ史観への陥落の危険性に注意しなければならないであろう⁴⁾。もちろん先行研究がこうした問題の中にあるわけではない。しかし例えば、1916年の『法医学から見たキューバにおけるニヤニギスモとブルヘリーア *El ñañiguismo y la brujería en Cuba desde el punto de vista médico legal*⁵⁾』は、後述するようにカステジャーノスの初期研究の主著とも言えるものであるが、同年ハバナ科学アカデミーから法医学賞を授与された、すなわち最高権威に顕彰された最先端の科学の一つだったのである。「常識」や価値判断の規範を生産する人種主義の相対化、歴史化の一助になることが本稿の目指すところであるのなら、そして同時に日本語での議論の場を開くためにも、まずはカステジャーノスの研究の中心的なテーマについて具体的なテキストを例証しながらできる限り内在的に読解していくことに意義があると考えられる。一つは、カステジャーノスの目指す先に人為淘汰があったのだとしたら、それは具体的にどのような論理と認識と実践によろうとしていたのか。そしてその対象はどう定められたのか。こうしたことを、

カステジャーノス個人内の系譜的読解を通じ、先行研究を十分に参考にしながら提示したい。そこで次に、彼の個人史と研究を紹介しながら本稿の時間的射程も示そう。

Ⅲ イスラエル・カステジャーノス

1891年ハバナで生まれたイスラエル・カステジャーノスは、広東系の中国人農夫であった祖父が、19世紀初めにキューバにやってきた時に仕えた主人によりつけられた姓を受け継いでいるという。父がブリキ職人だったカステジャーノス家において、弟のアグスティンはハバナ大学医学部を経てノーベル生理学・医学賞の候補になるほど著名な循環器医になっていくが、カステジャーノスの青年時代は独学から出発している。しかし、ハバナ大学医学部に入学するのは1917年、25才の時でありながら（以上は Delgado García 2004; Galera Gómez 1991: 143-144）、この時すでにハバナ科学アカデミー法医学賞受賞者であり、スペイン犯罪学研究所の特派員教授であった。同じ年、それまでの独学と自らの「人類学研究への愛」を辿る「イスラエル・カステジャーノスの打ち明け話」（1917a）を書いている。それによると1908年、17歳の時に、父の誕生会に同席したある弁護士によって、パリのメディアを席卷した1890年の共謀殺人事件「グフェ事件」（野呂 2012:175-176）についてのロンブローゼの見立てが偶然披露され、フランスの人類学者ポール・トピナルの『人類学』（1876）しか読んでいなかった自らの無知を知りロンブローゼに没頭し、「スティグマと隔世遺伝や病理学におけるその意味に感動」（Castellanos 1917a: 309）したと言う。偶然であったという以上にこのエピソードが興味深いのは、ロンブローゼとの出会いが「トピナルを読んでいた」1908年だったということだ。遺伝による「生来」の「犯罪人」が存在し、身体形質によって同定可能だとするスティグマ説を唱えるロンブローゼ、ラファエレ・ガロファロ、エンリコ・フェリを中心としたイタリア犯罪学派（犯罪生物学、犯罪人類学）と、環境因子を重視したトピナル、アレクサンドル・ラカサーニュらのリヨン学派（犯罪社会学）

は、犯罪を自由意志の所産であるとする非決定論としての古典派犯罪学を等しく批判しながらも、19世紀末より国際犯罪人類学会を舞台に激しい論争を繰り広げた(ダルモン 1992: 第五章)。どちらも犯罪の原因を決定論として犯罪者個人の異質性に捉えようとしながら、生物学的要因、心理学的要因、社会学的要因などをめぐって正当性が争われた。しかし1906年には、ロンブローゾは『犯罪人』(1876)から増補を重ねて最後の著書『犯罪、原因と治療』を出版しており、そこでは大幅に犯罪の環境要因を書き加える結果になっている。また、推測の域を出ないが、「グフェ事件のロンブローゾの見立て」とは、事件の審理の日にロンブローゾが発表した意見書で、共犯とされた女性の写真から、その顔貌に生来犯罪人の形質を読み取って「人類学に照らしてみたら、この女の方が罪が重い」と分析したこと(ダルモン 1992: 205-208)ではないだろうか。いずれにしろ、少なくともカステジャーノスにとってのこの時点でのロンブローゾのスティグマ説、生来犯罪人という考え方との出会いとは、犯罪学の趨勢を超えた、自らを「感動」させる何かであったのであろう。

「打ち明け話」に戻る。1911年にスペインの犯罪人類学者カルペナ(Carpena)の『犯罪人類学 *Antropología criminal*』(1909)を手にしてからは、その直接観察の手法に導かれ、「精神病院、刑務所、矯正施設などをすべて訪れ、人体測定器を入手して狂人や犯罪人、殺人者や売春婦を測定し、顎の重さを、頭蓋骨を測り、写真を採って集め、刺青を調べ、掌紋を取り、人間の全器官について調べた」(Castellanos 1917a: 309)としている。独学がゆえに医師たちに「侵入者」として冷遇されながらも研究をすすめる彼を支援したのは細菌学者、医師で、ハバナ科学アカデミー議長のディエゴ・タマヨ(Diego Tamayo)であり、主催する『新生 *Vida Nueva*』誌への論文掲載や学費、さらには実験室設立の費用負担など、「私の戦いに必要なものをすべて与えてくれた」と言う。実証主義者の薬学者で、グラナダの『南部医学新報 *Gaceta Médica del Sur*』を編集していたサルバドル・ベラスケス・デ・カストロ(Salvador Velázquez de Castro)や、当時はマドリードの医学生だった

法医学者の A. レチャ＝マルソ (Antonio Lecha-Marzo) と親交を深め、1915 年になってスペイン犯罪学研究所の特派員教授に迎えられたことまでが綴られている。

事実、カステジャーノスのスペインでのデビューは『南部医学新報』に掲載された 1914 年の「類人猿型の口の研究」(Castellanos 1914a) であり、先行研究で示されているものを未見のものまで含めまとめると、1912 年には 16 本、1913 年には 23 本、1914 年には 36 本の論文 (Galera Gómez 1988; Naranjo Orovio 2005; De Armas Fonticoba 2011) を書いている。当時のキューバを代表する学術雑誌の一つ『キューバ隔月刊雑誌 *Revista Bimestre Cubana*』にもデビューし、同年書いた『犯罪者の下顎』(Castellanos 1914b) を、「我々は人体測定器の届くところに、ヨーロッパ人も、そしてロンブローゾも持っていなかった人種のモザイクを持っている。[自身の] 犯罪民族学の継承者がいないのを嘆いていたが、彼はキューバの科学のその空白を埋めるために召喚された人物であることを約束する」(Ortiz 1914: 393) と雑誌主催者のフェルナンド・オルティスに大絶賛されたのもこの年である。その 2 年後に前述の法医学賞を受賞しており、研究者として急速に名声を得たと言っているであろう。いやそれどころか、ハバナ大学で医学博士号を授与される 2 年前の 1921 年、カステジャーノスは指紋鑑定の権威であったファン・ステージャー (Juan Steegers) の後任として国家鑑識局長官に就任している。ロンブローゾ学派の継承者として犯罪人類学を掲げた若者が、学術研究機関の経歴の担保もなしに、いかに急速にキューバの知的、行政的権力の階段を登り詰めていったか、その受け入れ側にあったロンブローゾ派に対する需要を窺い知ることもできよう。

国家鑑識局長官に就任すると、1922 年には『キューバ法医学雑誌 *Revista de medicina legal de Cuba*』がカステジャーノスの編集によって創刊され、そこでは「犯罪者の身元情報伝達のための遠隔通信」(Castellanos 1927) といった捜査技術の論考はじめ、国際鑑識会議への出席レポートなども多く掲載されるようになる。1926、27 年にキューバの犯罪人の「身長」「体重」そして「諸

人種の頭髪」についての論文で再度ハバナ科学アカデミーから賞を授与され、1929年には『キューバの女性犯罪人 *La delincuencia femenina en Cuba*』でトリノのイタリア法医学協会よりロンブローゾ賞を受賞している (De Armas Fonticoba 2011: 9–10)。1928年にはマチャード政権が国家刑務評議会を作り、傘下に設立した刑務人類学中央研究所の所長に就任、受刑者の身体計測等の一次資料を一手に収集することが可能になり (Galera Gómez 1991: 149–150)、以降は「変質と隔世遺伝理論の行政における実践」(Marqués de Armas 2014: 168–169)として、司法警察の現場での鑑識、捜査活動や、犯罪捜査技術の国際ネットワークの構築に注力していったようだ。1959年のキューバ革命により島を出、プエルトリコ警察の鑑識の顧問として働いた後、マイアミに移り、リトル・ハバナにあった「キューバ文化センター Centro Cultural Cubano」で犯罪学の教鞭を取った。1977年死去している (Galera Gómez 1991: 151)。

このように俯瞰した上で、本稿では、国家鑑識局長官就任以降に犯罪捜査技術への関心と実務が増えることを鑑みて、その前までをカステジャーノスの初期研究として限定し対象としたい。実際に1920年代以降と比して、初期研究では、「言語」「顎骨」「歯」「顔貌」「後頭骨」「カーニバル」「舞踏」「隠語」「前頭鼻骨縫合」「耳」「顔面の筋肉」「結核」「大衆心理」「手掌」「刺青」「指紋」等、様々な身体等の“形質”の研究が集中している。そしてそれらはすべてキューバの「黒人種」、とりわけ犯罪を犯した「黒人」の身体形質を対象とした研究であり、それを通じて「黒人生来犯罪人」「ブルーホ」「ニャニゴ」⁶⁾を同定するための言説が錬成されている。そこで本稿では、この時期にカステジャーノスが何をどうしようとしていたのかという問いを中心に立て、まずは「ブルーホ」という単語についての系譜学的読解を行いながら、カステジャーノスの研究におけるその布置を明らかにする。続いて人為淘汰を志向するナラティブの構成を分析し、排除の実践が法においていかに行われようとしたかを探りたい。そしてより根本的に、「ブルーホ」を身体形質において同定しようとする行為の実際をテキスト上で読解し、そこにお

いて立ち現れるものについて考察したい。

IV 法における実体化 — 「ブルーホ犯罪人 *delincuente brujo*」 —

1 「ブルーホ犯罪人」の系譜

カステジャーノスは1914年、グラナダの『南部医学新報』に「キューバの黒人犯罪人100人の研究」を発表、そこでキューバの「黒人犯罪人 *delinquentes negros*」を「財産に対する犯罪人 *delinquentes contra la propiedad*」「人身に対する犯罪人 *delinquentes contra las personas*」「ブルーホ犯罪人 *delinquentes brujos*」の3種に分けている (Castellanos 1914c: 722)。前二者の「財産」「人身」が刑法にあった分類だったことを鑑みると、新たに「黒人」の「ブルーホ」を「犯罪人」として法的対象にしようとしていることがわかる。1914年のキューバで「ブルーホ *brujo*」という語が意味していたもの、とりわけカステジャーノスにとってのそれを考えるにあたり、まずは当時に至るこの語の系譜を見てみよう。

1848年のパチェコ⁷⁾ 法典と言われるスペイン刑法をパチェコが自ら解説している。そこでは、「*majia*、*hechicería*、*brujería* などの名の下に、社会全体が何世紀にもわたって信じてきたありえない犯罪」は幻想であり、「近代科学はそれらを法に明記したり、法廷で裁いたりする古き過ちを続ける必要はない」 (Pacheco 1848: 58) として、*brujería* ブルヘリーアを法から退けている。同法の編纂委員の一人でもあった法学者のビスマノスも「今日では魔女 *brujas* や異端者 *hereges* を人前で焼くことを命じるような刑法法規はありえない」 (Vizmanos 1848: 10) としている。しかしパチェコは、その一部が今もなお信じられ続けているとして、「*magos* や *brujos* や *hechiceros*」であるかのように装って「他人の純粋さを利用し騙し、もっと大きな恥ずべきことの原因をつくる者たちがいる。法はそれを無視してはならない」として、*brujo* ブルーホを虚偽とし、しかしそれに「無知な層」が騙されていることに対する法的不備を懸念している (Pacheco 1848: 58-59)。一方、新刑法施行を受ける形で、植民地キューバの聴訴官エレンチュンは1857年『キュー

バ島年報』において「この島では社会の最下層であっても魔法 *encantamiento* や妖術 *sortilegio* の類を信じる人はまずいない」が、「黒人はブルヘリーアに長けている」(Erenchun 1857: 46) と留保を入れている。パチェコらが法から退けた「ありえない犯罪」ブルヘリーアの“残存”を言い、それを植民地の「黒人」に結節したのがエレンチュンであり、これは「ブルーホ」という表象が植民地キューバで独占的に「黒人」のものになっていく認識論上、法解釈上の端緒とも言えるだろう。

そして、パチェコの懸念の、成文法としての対応が 1879 年に施行された『キューバ刑法』には見られる。そこでは、財産、公衆衛生、公序良俗を守る目的で、営利目的の占いと無免許の治癒行為を犯罪対象としている。「財産に対する軽罪 *faltas*」として項目化されている 614 条は、「夢を解釈したり、予言や占いをしたり、その他同様の方法で公衆の信用を悪用した者」を処罰対象とし、同法 630 条は、「占いやその他同類のペテンを行うための道具」を「没収されるもの」(Barbé y Huguet 1919: 831–834) と定めている。

この 614 条および 630 条で検挙される事件が、1880 年以降施行地キューバの新聞報道に登場してくる。ところが「ブルーホたちのスキャンダル」「社会の害虫、ブルーハたち」「ブルーホ逮捕される」「サンハ [訳注 ハバナの地名] のブルーホたち」などと報じられたそれらの事件は、「アフリカの神々を呼び出して呪符を製造したり呪いをかけたりする行為」での事件記事であったことをリベロ＝バルデスは指摘している (Rivero-Valdés 2017: 108)。「ブルヘリーア」「ブルーホ」は、虚偽として法典から退けられ、その「行為」は公衆の信用を悪用するものとして法の内部で「軽罪」として成文化したが、植民地キューバでは法の外で「黒人」が実践する「魔法や妖術」のイメージとして涵養され、19 世紀終わりには「予言や占い」「公衆の信用を悪用」する「黒人」の行為として報じられた。法によって「黒人」のものと規定されていなくとも、その外で「ブルヘリーア」と「黒人」は結節されていたのである。

1902 年より共和国期に入ると、法の外での以上のような表象に上書きさ

れる形で、「ブルヘリーア」は「アフリカ系宗教」の「残虐」な侵犯行為として名指されるようになる。新聞の一面に、「～ちゃん謎の失踪」といったタイトルで以下のような「筋骨き」の事件が連日報道されるようになるのである。「黒人」のアフリカ系宗教の実践者が、病気の家族や信者から依頼を受け、農村で牧歌的生活を送る白人農民の幼児をどうやら「生贄のため」に誘拐したらしい。アフリカ系宗教とブルヘリーア、その実践者とブルーホを、無媒介に結びつけて報じられたこうした「ブルヘリーアによる誘拐殺害事件」は、1904年から1923年までに8件⁸⁾起きたとされている（Chávez Alvares 1991; Helg 1995; Bronfman 2004; Román 2007）。

こうした「ブルヘリーア」「ブルーホ」の意味内容の系譜を一方に、「キューバの黒人犯罪人100人の研究」が書かれた当時は共和国憲法が作られながらも植民地時代の1879年刑法が引き継がれており、それが度々古典派犯罪学を批判する実証主義者たちの攻撃対象となっていたことにも留意すべきであろう。そしてカステジャーノスが当該論文で「犯罪人 *delincuente*」を用いているのは犯罪者における内因性を決定項として論じるロンブローゾの学説を継承していることに加え、そこに特定の「人種」を接合した「黒人犯罪人」を、名指すことのできる対象として新たに提示していることも重要だ。もう一点、当時の刑法では「財産に対する」罪は軽罪 *faltas*、「人身に対する」罪は犯罪 *delitos*（江藤 2019: 4）として主に切り分けられていたが、カステジャーノスはその分類を継承しながらも罪ではなく「犯罪人」の種別として提示している。その上で、「財産に対する」（24例）、「人身に対する」（53例）、「ブルーホ」（5例）犯罪人における「異常な」身体属性（この場合、前頭洞、後頭部、耳、顎等の形状）、すなわちロンブローゾにより犯罪性のスティグマとされたものを観察し列記している。しかし続けて行っている「考察」は、3分類を属性から帰納的に導き出して同定することよりも、「血に飢えた者は窃盗犯よりスティグマの数が多く」、「犯罪は隔世遺伝の現象であり、犯罪が悪化するほど犯罪人の有機的劣等性もまた悪化する」（Castellanos 1914c: 728）という差異を証明すること、また「黒人は人類学的に言えば遅

滞的 *atrasados* もしくは劣等で、犯罪人はその劣等性が強化される」(Castellanos 1914c: 724) として自ら提出した前提をなぞる作業になっている。さらには、「ブルーホ」は「財産に対する犯罪人にも人身に対する犯罪人にもなりうる」(Castellanos 1914c: 722) としているのである。ならば黒人犯罪人における「ブルーホ犯罪人」はいかに類型化されるのか。

「このようなアフリカ人たちの存在は、ブルヘリーアで非難され、ブルヘリーアで告発されるが、彼らをどのような犯罪人のカテゴリーに含めるべきであろうか。ブルーホはその未開の精神にあらゆる犯罪の病原菌を培養している特殊なタイプであり、野蛮な犯罪性を備えた常習者だ。」(Castellanos 1914c: 722)

つまり、少なくともこの時点での「ブルーホ犯罪人」は、身体属性の「異常」による類型化のリストに載せられてはいても、その弁別可能性はカステジャーノスの言説内における自己言及的な論理により成立しているのである。もしそれ以外の、こうした類型化のナラティブを妥当として可能にする要素があるとすれば、それは当時の「ブルーホ」「ブルヘリーア」が系譜的に帯びていた意味内容ということになるかもしれない。ここでは「白人の子供の血を飲むことや、人間の内臓を食べることを命じるそれらアフリカの信仰の司祭たち」であるブルーホについては、「今後の研究で展開する」(Castellanos 1914c: 728) としている。

2 死刑による「社会防衛」

1916年、ディエゴ・タマヨの『新生』に書いた「医学の見地からの死刑」(Castellanos 1916a) は、衛生学の社会適用を模索するタマヨの言説空間にカステジャーノスの犯罪人類学が接続された時期のものとして重要である。また、彼の人為淘汰の考えが端的に示されているテキストとして参照すべきであろう。この論文は、エスペラント語の雑誌である『医師の声 *Voco de Kura-*

cistoj』誌に掲載された、1910年の記事「死刑に関する国際調査」の医師たちの説に依っており、ロンブローゾが数文引かれてはいても、同時代の代表的な医師や犯罪学者、彼の学問上の先達も登場しない。フィンランド、ベルギー、ポーランド、ドイツ、フランスなどの国籍は示されてはいても、学派や医学の専門領域などは示されずに紹介されている医師たちの中で、例えば「ブリュッセルのルフェーヴル博士」は、「個人の衛生が有用であるように、社会の衛生も絶対に必要」であり、「悪人」は社会にとっての「感染症」の「病原体だ」と断じている。それを受けカステジャーノスは「死刑は罰ではなく」「犯罪人が消える非常に効果的な排除の手段」だと主張する。また、「マルセイユのボス博士」の「独房は拷問で、存在を速やかに消滅させる方がより人道的だ」との論⁹⁾を自らの主張に重ねながら、医師には「社会衛生」のために「犯罪人の責任の有無を決定する責任」があり、すでに「生物学的、病因的決定論」を受け入れているのだから、それを用いて「身体的無能者たちの有害な作用」から「社会衛生」を行え、と主張する。

「偉大なダーウィンは、このように有益で蕩尽的な法則を自然淘汰と呼んだ。自然が自発的に善から悪の要素を差し引くのであれば、なぜ社会秩序の中で私たちはこの選択を真似できないのであろう。(…) 生命の科学である生物学は、社会生活に最も適さない人は屈することを教えてくれている。そこでダーウィンのように言えば、人間の改良の道具、つまり選択の道具として、死刑を支持しようではないか。」(Castellanos 1916a)

と結論づけるのである。

「国際的」な「医師の声」に照らすことによって訴えられた「犯罪人」を「消滅」させるための死刑擁護論は、カステジャーノスにおいて、実証主義にダーウィニズムが接合されたときの宿命論、それを受け止めたときの反応から明確に導き出されている。カステジャーノスは同時期、キューバの下層の人々の「隠語」についての研究で、

「キューバの悪の世界¹⁰⁾のパノラマに目を向けると、善良で正直で勤勉な人々の青い背景の中に、恥ずべき未開人の姿をした、野蛮を彷彿させる灰色のシルエットが浮かび上がってきた。我々国民の社会的進化をめぐる人類学的な宿命論の薄暗がりには、野蛮で劣った人種のスティグマと、はるか昔の重苦しい先史時代の刻印があるのだ」(Castellanos 1914d: 98)

としている。100人の「黒人犯罪人」の身体形質を並べた前掲論文でも、精神病院、刑務所での膨大な観察作業は「明白な人類学的宿命論をあらゆる方法で見つめることだった」(Castellanos 1914c: 728)とし、宿命論は自らの人類学研究・調査からも見出されるものとして捉えられている。同じ年の『犯罪者の下顎』では、キューバでは「人間の宿命論的な不可抗力から逃れることができない」ために隔世遺伝によって「非情さと残忍な食欲を持った人獣」が出現しており、

「唯一知られている“犯罪人処刑 *delicuentida*”は死刑であり、これは法規範の犠牲者のために作られたものではなく、犯罪学によって刻印された未開の人間に対して作られたのだ。我々の野蛮人の生体組織を調査しよう、我々の未開人を研究しようではないか！」(Castellanos 1914b: 8)

と呼びかけている。「人間の改良の道具」である死刑は、自らの犯罪学によって「刻印」する対象に対して行うものであり、犯罪人の調査と研究はそこに向けられていることが宣言されている。

3 『キューバ刑法草案』とカステジャーノス

上記のようなカステジャーノスの論が向かう方途に、フェルナンド・オルティスが起草した、1926年の『キューバ刑法草案』があった¹¹⁾。カステジャーノスの初期研究として設定した時期からは少し外れるが、1節からの

問題意識の帰結として分析したい。草案の巻末に寄せられた賛辞には、エンリコ・フェリに始まり、ハバナ大学法学部長にして元キューバ最高裁長官のホセ A. デル・クエト (José A. del Cueto) が居並ぶ中、最後に「アフロキューバ人の民族誌学、犯罪人類学、指紋鑑定学、実証主義犯罪学で長年共同研究を行ってきた友愛の人」として、国家鑑識局長官の肩書になっていたカステジャーノスが紹介され、彼が同年『草案』について評した『キューバ警察』誌の記事が転載されている。

この刑法草案は「実証主義の思想を具現化したスペイン語のものとしては初、犯罪行為を抑圧する方法を提起したものとしては世界で3番目の刑法草案」(Iglesias 2013: 120) とされる。なにより冒頭で黄熱の克服と「同様」の国家衛生キャンペーンを「蚊に対して行ったように、犯罪者に対して行う」(Ortiz 1926a: XII) ことが目的として掲げられている。黄熱の克服をカルロス・フィンライ Carlos Finlay の国家的偉業として称揚する「フィンライ主義」¹²⁾、とりわけ害悪としての蚊による感染のメタファを国家の「防疫」として移民や国内の他者に投射する (Amador 2015: 3) 社会衛生、社会防衛の考え方は、共和国初期の医師たちだけではなく、1920年代のオルティスにおいてもいまだ有効であった。「社会的に不適格になった者たちを前にして、国家は、その無害化 *inocuidación* を目指さなくてはならない。(…) 社会的再適応が不可能な場合には大規模に除去しなくてはならない」(Ortiz 1926a: XVII) とまで主張している。

犯罪人の同定においては「危険度 *peligrosidad*」及び「脅威度 *temibilidad*」という概念を使っていることも特徴的だ。草案の53条は、「犯罪人の刑事責任は、その犯罪の危険度とその結果としての脅威度によって決定」と定めている。法的対象として犯罪行為を見る古典派に対して、実証主義学派は犯罪を犯す前に犯罪人をそれとして同定し防衛しようと考えたが、その尺度としてガロファロ、そしてフェリによって導き出されたのが「犯罪者の危険度とその結果としての脅威度」(ダルモン 1992: 170–171; Gómez González y Suárez López 2012: 462) であった。

オルティスは同じ年、主催する『キューバ隔月刊雑誌』で同名の論文「キューバ刑法草案」を発表し、そこで『草案』が刑法典の総則をなす第一巻であり、犯罪 *delito* と軽罪 *falta* についての残り二巻が準備されていること、加えて草案全体の「実質的な変更点、教義、技術、実践的な方向性」について解説し、「犯罪を犯していなくても危険とされる人間」を具体的に明らかにしている。「狂人、麻薬中毒者、浮浪者、捨て子、衛生に反する伝染病者、特定の外国人」などであり、それら「危険人物」は、ケースに応じて、「精神科、隔離、入院、衛生措置、懲戒作業、矯正治療、禁治産宣言、国外追放、一時拘留、予防拘留、保釈、抑制的監視、身分登録」など、「その危険度に応じた予防措置を受けることになる」(Ortiz 1926b: 704) としている。これなどは、1902年から年次開催された「キューバ島全国福祉矯正会議」において、「慈善事業」としての「福祉」「矯正」の対象とされ、「救う」べき「弱者」の項目として前景化されていた、「捨て子」「狂人」「変質者」「貧者」「犯罪少年」「障害少年」「病人」「移民」「結核患者」「ハンセン病患者」「心神喪失者」「慢性疾患」「老人」(La conferencia 1902–1908)¹³⁾ などの対象と酷似している。オルティスの刑法草案に行き着いたその社会的他者のリストは、「福祉」「矯正」の対象であったものを「大規模に除去しなくてはならない」「危険人物」にまで変位させている。「犯罪者に対する効果的な社会的防衛となる」ような「科学による手段を備えた」「司法制度の近代化」に基づいた「危険人物」の「除去」こそが「苦悩する社会が求めているもの」(Ortiz 1926a: XVIII) であったのである。

こうしたオルティスの案を受けて、カステジャーノスはまず、『草案』が「刑罰」としての *penal* の語を廃していることから、「深遠で革新的な犯罪学者の企図」と定めて、実証主義としてのその特徴を言う。それは「キューバの犯罪人に対する贖罪や復讐のない法律という意味」だとして、『草案』に転載された記事で彼は言う。

「科学は、刑罰を求めず、社会の名の下に痛みや苦しみを要求するので

はなく、法を犯した不適格な者、弱者、欠陥のある者を再適応させるための矯正手段、矯正治療を求める。それゆえキューバ刑法草案は、古い表現である刑罰という語をなくしたのだ。」(Ortiz 1926a: 155)

そして、「かつての法は行為を見ていたが、現在はその視線を人間に定め、犯罪人の人格に注視し」、その動きは「有害で危険な要素から社会が自己防衛しようとするものだとする。こうした「人格」の位置づけは、「犯罪人」を所与のものとして同定するので、「精神錯乱、アルカロイドやアルコール中毒、未成年であることによる免責は、社会防衛という積極的な基準を前にして消滅する」とする。所与の「人格」こそが「法的責任」そのものだとするのである。こうしたカステジャーノスの論を、オルティスは「これらのコメントは、生物学的で実験的な司法の早期到来を予感させるもの」(Ortiz 1926a: 156) と引き取っている。

この刑法草案がカステジャーノスの研究との関係性で最も重要なのは、以下の「実質的な変更点、教義、技術、実践的な方向性」において構想されている法の予告である。

「集団的行為（今日のように騒乱に限定されず、盗賊行為、ニヤニギスモ、そしてブルヘリーアにまで拡大する）によって行われる特定の犯罪における共犯に関する法律」(Ortiz 1926b: 696)

このように、『草案』が改正刑法になった場合、「ブルヘリーア」は犯罪として成文化していたはずなのである。これはカステジャーノスが1914年の「キューバの黒人犯罪人100人の研究」において明示し、犯罪人類学によって同定しようと格闘していた「ブルーホ犯罪人」のことであり、その企図は実現一步手前であったことになる。結局、この刑法草案は承認されなかった(Iglesias 2013: 120) ために、「ブルーホ犯罪人」なるものが法の上で実体化することはなかった。しかしどうであろう。潰えた『草案』のテキストは、

確かに刑法上の実体としてはそれを「予告」に止め置いている。だが、このテキストが可能にしているのは、法が社会から排除しようとするものとしてブルヘリアを提示すること、実証主義が結集させた社会的他者の表象の総覧にアフリカ系キューバ人の宗教実践を並べ置くことではないだろうか。そしてそれは、「劣等」の身体形質を「黒人種」の「ブルーホ」に見つけようとする、つまりはそう指し示そうとするプロジェクトの一環としてあったのである。

V 身体「形質」による同定が目指したもの

1 「猿型の指紋」

カステジャーノスが法医学賞受賞論文で主に身体形質として対象にしているのは、頭蓋／脳／内蔵／身長／身幅／指紋／胸腔／肌／顔貌／耳／瞳／鼻／上顎／下顎／長命／刺青／生殖本能／アルコール中毒／労働／利他主義／家族／無欲／自責の念／虚栄／知性／芸術／舞踏／言語／あだ名／表情、という語であり、身体の外面に限らず、精神的、文化的要素や身体動作までが並置されている。ここでは「指紋」について書かれている部分を読解したい。

カステジャーノスは、マリオ・カラーラ (Mario Carrara) ら、ロンブローゾ周辺の掌紋学を引き、「最新の研究は、犯罪人や激しく変質した人間の手掌には隔世遺伝の紛れもない特徴があり、それは手のひらの溝や関節だけでなく、指紋や爪とその周りの皮膚の組織においてもみられるということを示している」とし、「アフロキューバ人のブルーホ」の手掌の溝に関する観察記録は少なく、「このキューバ人の異常者の法医学的検査に関して最も重要なのは手掌の湾曲と指紋であり、今日までこの分野では何もなされていないため、この研究こそが新たな後発研究を促すことになる」(Castellanos 1916b: 26) と宣言する。そして「彼なしでは本論文の最も興味深いこの部分も書けなかった」として、数年後に国家鑑識局長官の地位を譲られることになるステージャーに触れ、「彼がアラクラネスの4人のブルーホの指紋調査票を提供してくれた。彼らは女兒ソイラの殺害で有罪になった」(Castellanos

1916b: 26) と書いている。この「女兒ソイラ」は、1904年にハバナのガブエリエルで「黒人ブルーホ」により「殺害」された被害者の名であり、「アラクラネスの4人のブルーホ」は、1908年にマタンサスのアラクラネスで「女兒ルイサ」を「誘拐」した事件¹⁴⁾の逮捕者たちである。したがって「女兒ルイサ」を「女兒ソイラ」と誤記していることになるのだが、この誤りは重要であろう。カステジャーノスは学術研究において、「女兒ソイラ」事件と「女兒ルイサ」事件を、「ブルヘリーアによる誘拐殺害事件」として、図らずも交換可能なものとして提示していることになる。論文が書かれた1916年時点では、すでに「男児オネリオ」事件が「第三」のそれとして1913年に報道されており、新聞紙上という言説空間では「黒人ブルーホの一連の犯罪」という形象は成立していた。しかし、ブルヘリーアの犯罪としてアプリアに報じられる中で上書きされていった反社会的な存在としての「黒人ブルーホ」の形象は、この3年後の1919年には「パニック」を引き起こし、容疑者が移送中に私刑によって殺害される「女兒セシリア」事件へと激化している（Chávez Alvarez 1991）。ハバナ科学アカデミーに権威づけられた学術研究の場で「ブルヘリーアによる誘拐殺害事件」のテンプレートを改めて編んで展開したのがカステジャーノスのこの法医学賞論文であったという事実は、「黒人ブルーホ」の本質化、言説上の実体化の歴史を考える上で重要であろう。

キューバの「黒人ブルーホ」の「指紋」に「隔世遺伝の紛れもない特徴」は見られるのか。カステジャーノスが着目したのは「劣等性」の指標としての「猿型の指紋」だ。引いている研究者の名は一部確認できず、また原典も示されていないが、論の流れに注視したい。まず「アリクス (Alix) は、猿の指紋に極めて特徴的な紋を見つけ、その形態から未開型 *primario* と名付けた」とし、「フォジョ (Fogeot) はアリクスの未開・猿型を犯罪人の指紋の23.11%に、フェレ (Feré¹⁵⁾) は癲癇患者の16.18%に認め」、続いて「アスカレリ (Ascarelli) は“異常の型は、異常者の女性¹⁶⁾より売春婦に多いというだけではない。その差異は、紋が原始人のそれになお近いことにおいて際

立っている」と書いている」(Castellanos 1916b: 26) として、「猿型の指紋」の推論に 1906 年のトリノで行われた第六回国際犯罪人類学会におけるアッティリオ・アスカレリの発表「売春婦の指紋」を接続させている。アスカレリはそこで、トスカーナのガッリカーノで入院していた 100 人の売春婦と、ローマの診療所の 200 人の一般女性から採取した指紋を 14 類型に分けており、第 14 番目の類型には「うろこ状 (猿型)」(Ascarelli 1906: 422) という表現が記されている。カステジャーノスは当然これを参照しているはずであるが、「今度は、アフロキューバ人の物神崇拜者 *fetichista* の指紋の研究から推論されることを見てみよう」として論を継ぐ。カステジャーノスはアスカレリの分類法を適用し、指紋全体を「(a) 発達した指紋」と「(b) 劣った指紋」に分ける。後者の説明として「(b) グループは、“三角形” “未開” そして“うろこ状” の模様が見られ、それらは猿型とまさに名付けられているものだ」(Castellanos 1916b: 27) として、「猿型」の範囲を自ら拡大させながら転記しているのである。

2 浮遊する実証主義の残滓

かくしてこれら類型に「4 人のブルーホ」の調査票の指紋を当てはめようとするのだが、そもそもアスカレリが「普通の女性」と「売春婦」の相対性において後者が「人類学的に劣っていること」(Ascarelli 1906: 422) を「例証」したのに対し、カステジャーノスは「ブルーホ」のみを絶対的に取り上げており、加えて観察結果は意外なことになってしまう。

「アスカレリらが“発達した指紋”と名付けたものは、黒人ブルーホには珍しくなく、むしろ顕著にみられる。(…) 指紋を取ったすべての物神崇拜者において、発達型が優勢である。(…) アリクスが未開・猿型と定義した劣等な突起の構造がキューバの黒人物神崇拜者の指にあらわれるという推論は、完全に捨て去らなくてはならない。黒人であっても、ブルーホであっても、指の腹にこうした型は現れていないのであ

る。」(Castellanos 1916b: 27-28)

ここでのカステジャーノスの観察と結果は、仮説を完全に裏切ることになった。実は「ブルーホ」の「指紋」という身体形質に「隔世遺伝」のステイグマを探そうとするこの行為は、カステジャーノスの研究をわずかに遡ると奇妙なことになる。というのも、1914年の前掲論文で「今後の研究で展開する」と予告した通り、同年の「ブルーホのタイプ」(Castellanos 1914f)で「黒人ブルーホ」を分析しているのであるが、そこでは、他の著作でも引用している¹⁷⁾ イタリアのジュゼッペ・セルジ Giuseppe Sergi の「精神的層状化」論を使って、「ブルーホ」は身体形質によってではなく、「精神的な隔世遺伝」¹⁸⁾によって犯罪人として同定されるとしているのである (Castellanos 1914f: 334)。つまりカステジャーノスはここではあえて自らの前説に背を向け、指紋の身体形質に「ブルーホ」の劣等性の徴を探していることになるのである。

そうであれば、仮説の反証となる結果が出たのであるから、前説に戻り仮説を立て直す契機もあったと思われるが、カステジャーノスの論は別の転回を見せる。

「こう書いた後、我々は自問しなくてはならない。物神崇拝者の黒人の指に、未開型の突起がないことを、科学的に説明できるか？と。それは以下の問いに答えれば可能だ。(…)現在のアフロキューバ人の物神崇拝者の指の型は進化による変化を構成しているのではないか。つまり、我々の文明化された環境における身体の改良 *mejoramiento fisico* がなす形態論上の型なのではないか、と。(…)指紋の形は黒人の他の人類学的特徴、顔色の色素沈着、上顎前突、毛髪などと同一視することができ、ウォード Ward や他の著者は、それらはアメリカにおいて進化し改善されると言っている。」(Castellanos 1916b: 28)

ここではスペンサーではなくてラマルク流の獲得形質が想定されているのであろうか。しかし直後の「皮膚」に関する論考ではさらに転じ、カステジャーノスは「他の著者」の論ではなく自ら答えを出している。それによれば、「ルイサ事件」以外の例も含めブルーホの肌の色は全員黒色であり、「ウォードやロンブローズがアメリカのアフリカ黒人に見たような、肌がより明るくなること」は認められないため、「キューバのブルーホは隔世遺伝であることがわかる」(Castellanos 1916b: 29) と結論づけている。こうして指紋の観察結果に対する「科学的説明」は宙吊りにされているように見える。また初期研究を含め、「身体の改良」という現象をブルーホの身体形質にみて分析したものはカステジャーノスの研究にはほとんど見当たらない。むしろ「身体の改良」と同様の考え方が見られるのは、例えば「アフロキューバ人の身体的、精神的上昇 *elevación*、人種としてのその進化は、個人や集団に起こる隔世遺伝をますます目立たせるので、その絶滅に効果的に寄与する」(Castellanos 1916b: 90) といった論であり、ここでも隔世遺伝論の存在は確固たるものであることがわかる。

ここでのブルーホの身体形質の「観察」は、検証の手続きにおいても結果の考察においても、ブルーホが隔世遺伝による劣位の存在であるという「前提」が、科学的思考を侵食する形で行われているかのように見えてしまう。しかし、この見え方は「科学」の勝利者史観ではないか。ブルーホの劣等性は、カステジャーノスが「前提化」したというよりも、むしろ彼にとっての「科学的」「真理」から出たものではなかったか。隔世遺伝によって発現する「類猿性」の身体形質によって生来犯罪人を同定できるとするロンブローズの理論、さらにはより広い時間・空間で受け入れられていたところの、「黒人」の「未開人」を「猿」の近くに置いて人類の単起源説を肯定した進化主義(グールド 1998: 81)、それら同時代の科学がカステジャーノスに対して持っていた“正当性”“真理性”の力を想像できないだろうか。現在から見れば、「犯罪人」が「劣等である」という全称命題は、人間を対象にした科学においては検証不可能であり、それは、ある「犯罪人」が「劣等」のス

ティグマを持っている、という単称命題をどれだけ集めても論理的に導出することはできない（野家 2001: 10）。しかし当時そこに真理を見たからこそ、ロンブローゾやレチャ＝マルソも、劣等のスティグマの「根拠」として、「後頭蓋窩」「中頭蓋窩」「ヴェルミアン窩」「中頭蓋」「中小脳窩」を探し、解剖学的所見を得ようとするたびに異なる形質を見つけ、命題を構成できずに様々な「例証」を提示し続けた（Galera Gómez 1988: 92）。これに連なったカステジャーノスも、「ある人種でもどのような変種でも、一つの類型を明らかにするために最も必然的な方法は、その類型の特質、特徴を全体的に提示して検証することだ」（Castellanos 1914e: 1）と言ったのである。

この「全体的に提示」するプロジェクトは、「劣等」の形質を「黒人生来犯罪人」「ブルーホ」に見つけようと「例証」を提示し続けることによってなされた¹⁹⁾。観察結果に裏切られているように見えても、原因論において自説の中に揺れがあるように見えても、カステジャーノスは科学的真実の証拠に向かって、おびたしい数の劣性の身体属性の「候補」を提示した。反証が現れたことを認めたとしても回収せず、その問いと「例証」は残された。こうして、カステジャーノスのテキストには、蓋然性の残滓とでもいうような、仮説の周りにどこからか召喚された様々な“身体形質”の記号が浮遊し、身体や動作、さらには文化的な「形質」も、「劣等」の根拠の「候補」として総覧のように並べられている。そしてあらためて確認しておきたいのは、真理性に還元できなかったそれら余剰は、「ヨーロッパ人もロンブローゾも持っていない」キューバ特有の「形質」であったことだ。

VI おわりに

2018年5月、キューバ内務省主催の「犯罪捜査技術シンポジウム」に招かれたイリノイ州のNGO団体「米国法科学アカデミー AAFS」は、キューバ革命以来の交流“再開”を祝し、キューバとは縁深い AAFS の沿革を述べた。それもそのはず、AAFS は、1946年ハバナでの「第1回パンアメリカ法医学会議」に続いて1948年セント・ルイスでの「第1回アメリカ法医学会

議」が開催されるなか、アメリカ法医病理学の父と呼ばれる細菌・病理学者の R.B.H. グラッドウール (Gradwohl) と、キューバ国家鑑識局長官のイスラエル・カステジャーノスが、国際的な法医学の専門家組織を目指して共同で設立したものだ。カステジャーノスは当時、ハバナ警察殺人課の「鑑識の魔術師」と称される専門技官でもあり、歯学や最新の鑑識手法であった硝煙反応テストを駆使して多くの事件を解決、リンドバーグの幼子の誘拐殺人事件の捜査にも加わり米国でも知られていた。AAFS がこうした設立者の功績を称えることには、交流の“再開”において特別な意図はありようもなかったが、“人物像を称賛”することに受け入れ側から若干の異議が上がった。カステジャーノスは、革命によってバティスタ政権の国防省と付属組織が解体された際に、国家鑑識局のファイルを破壊して国を去った²⁰⁾、法医学の偉人とは呼べない人物だと言うのである (Santana 2018)。

この現代の逸話は、カステジャーノスが 20 世紀初頭にロンブローゾを学び、人種主義の決定論を用いてキューバの「黒人犯罪人」の「消滅」を合理化しようとした犯罪人類学者であったことには触れていない。鑑識で成果をあげ、彼を米国でも有名にした歯科医療や指紋鑑定の特長は、「劣等人種」の「形質」の解明を目指した研究の過程で、いわば副次的に身についたものだった。現代の「犯罪捜査技術」「法科学」では、生物学的「犯罪人」を遺伝論によって同定しようとした学問上の試みの「残滓」に有用性が見いだされ、それを継承、応用したのだと言えよう。当然これは、カステジャーノスを含めた「犯罪人学」の遺伝論が、後の量子力学、分子生物学、分子遺伝学の唯物論による遺伝物質の解明により、“失敗した科学”になったことの帰結ではあろう。しかしこのようにまとめることを躊躇させる点もある。

1916 年の『法医学から見たキューバにおけるニヤニギスモとブルヘリーア』に対し、アカデミーの審査委員の医師たちは賞を授与するにあたって厳しい批判意見をつけている。それらの主なものは、アカデミーの科学者たちの先行研究を参照していないことであり、「黒人を扱う際に引くべき他の学者の骨相学、人類学への貢献を忘れている」ことだった。「人種の心理学、

生理学、病理学に関連する先行研究」を見よ、と言うのである。そしてその欠点を埋め合わせるものが、「アフリカ系キューバ人」によるそれら「宗教的」実践の、「秘密主義と難解さに包まれた違いの解明」を行ったこととしているのである（Héctor et al. 1916: 919）。実証主義が各所に浸透するアカデミーの重鎮たちからカステジャーノスが批判され、そして評価された点は、図らずもその後の「アフリカ系キューバ人」を対象化する知の行く末を暗示しているかのようである。というのも、フェルナンド・オルティスが先駆的に行った「犯罪民族学」に象徴されるように、「アフリカ系キューバ人」の「学」は、生物学的遺伝決定論からその後「民族学」「民俗学」、そして文化論といった思考の場へと転移していくからである。それゆえに、カステジャーノスが「人種」の身体形質に並置した「芸術」「舞踏」「言語」といった「文化的」属性²¹⁾ 含め、集団的属性によって「アフリカ系キューバ人」を表象しようとする企図は、遺伝決定論の衰退後もそれら「他者の学」の場で延命した可能性がある。しかしさらに付言すれば、この時期の身体形質の探求になぜ「文化的」属性が並置されていたのかという「問い」は、「人種」による生物学的遺伝決定論が排除された後の認識の中に我々がいるから可能になっている「問い」なのであり、恐らく問うべきは、それらがなぜ、どのようにして「文化的」属性になっていったのか、ではないだろうか。であるとすれば、実証主義の残滓の中を再度彷徨うところから始める必要もあると思われる。いずれにしろ、それはまた別の考察になる。

註

- 1) ここでは西語の *delincuente* を「犯罪人」、*criminal* を「犯罪者」として訳語を区別する。ロンブローゾに代表される犯罪学によって対象化された前者は、*delinquir* という自動詞の行為を内発的なものとし、それを遺伝等の決定論によって同定しようとする企図から用いられたことに留意するためである。また、一般論として、こうしたロンブローゾの「生来犯罪人」の考え方が現代において克服されていない例としては、精神鑑定を受けた重大事件の加害者に、犯罪傾向を内因的に持った「異常者」といったイメージが付与される場合などが挙げられるであろうが、ここでは「人種」との相関に着目した例示

- を行っている。
- 2) 有色人独立党の反乱に関してはヘルグ (Helg 1995) を参照のこと。また、キューバの1990年代の経済危機に起こった革命以降の「人種問題」の前景化と、有色人独立党の反乱の歴史学上の再解釈については拙稿 (岩村 2015) を参照されたい。
 - 3) この著書の解説にあるように、ドミンゲス・カブレラの研究は90年代のキューバの経済危機を契機とした、革命後の歴史における「周辺化されてきた人々の問い直し」(Leiva Lajara 2015: XV)、つまりは現行の人種主義を包含する諸問題を起点に過去を読み直す作業としてある。
 - 4) 人種主義の相対化と「科学史における勝利者史観」の問題については池田の明確な指摘を参考にした (池田 2020: 3-5)。
 - 5) 「ニヤニギスモ *ñañiguismo*」「ブルヘリーア *brujería*」は、ここではいずれもその歴史上の形象化を扱おうとしているので、実体として解説することはばかられる。しかしあえて言えば、前者は19世紀前半にキューバで再興された「アフリカ系」の秘密結社であり、世紀後半に不法結社として統治令の規制対象となっていた複数の組織を指す。「ニヤニゴ *ñāñigo*」はその構成員を指し示したもの。後者に関しては後述する。
 - 6) 「黒人犯罪人」における「ニヤニゴ」の表象は、19世紀末 (Trujillo 1882)、そして20世紀初頭 (Roche 1908; 1925) の警察の捜査、取締の資料にあり、それらとカステジャーノスの研究の間で互いに投げ返される形で往還した事実がある。また19世紀の統治令 (Valdés 1842; García Morales 1881) においてすでに法的対象になっていたことから、カステジャーノスの「ニヤニゴ」の研究については稿を改めて論じたい。なお、「ニヤニゴ」の歴史性を相対化しようとする現代キューバの文化実践については拙稿 (岩村 2020) を参照されたい。
 - 7) ホアキン・フランシスコ・パチェコは1847年よりスペインの首相を務めた政治家・法学者 (パチェコ 1836: 313)。
 - 8) これら「一連」の誘拐殺人事件の端緒となった1904年の「女兒ソイラ」事件の犯人を、実証主義犯罪学を鑄造した独自の「犯罪民族学」で解き明かして新聞の言説空間にデビューしたのはフェルナンド・オルティスであった (Ortiz 1906; 岩村 1993; 2012)。
 - 9) これらはいずれも原文の引用元を確認することができた (Lefevre 1910, Bos 1910)。なお『医師の声 *Voco de Kuracistoj*』誌については以下を参照のこと。
<https://bibliotekomolera.org/vocodekuracistoj.html> (2022年3月25日閲覧)
 - 10) 「悪の世界 *mala vida*」は19世紀終わりのパリ、バルセロナ、ナポリ、ベル

リンといった都市の下層労働者、移民のいる世界を対象とした研究で使われた考え方で、オルティスがキューバに導入 (Ortiz 1906) したが、カステジャーノス共にそれを「アフリカ系キューバ人」のいる世界に適用することによってなされた。

- 11) オルティスが刑法草案を起草することになった契機や政権との関わりについてはブロンフマンを参照のこと (Bronfman 2004: 124–128)。
- 12) 黄熱の蚊によるベクター説は 1881 年にフィンライによって唱えられていた。1900 年に米国占領軍がそれを実験で証明したことによって、「科学研究の功績をめぐっての争いに権力闘争が投影」される事態が起きた。こうしたことを含め、科学史における黄熱克服の歴史とその認識論についてはドラボルト (1989) を参照のこと。
- 13) 福祉矯正会議が、弱者の救済と“同時”に、「救済に足る対象」の選別を練り上げる場所であったことを付記しておく。例えば、第 5 回の 1906 年に、「ふさわしい移民」の決定項として最も重要なのは「人種」だとして「白人移民」以外の排斥を主張したのはオルティスだった (La conferencia 1906: 343–355)。
- 14) 1908 年に「第二」の事件としてマタンサス州アラクラネスで起こった「女兒ルイサ誘拐殺害事件」に関しては別稿を準備中である。
- 15) Sales y Ferré の誤記の可能性がある。
- 16) カステジャーノスはこれを *mujeres anormales* と書いているが、アスカレリの原文では *femmes normales* となっている (Ascarelli 1906: 422)。推測の域を出ないが、もしこれを誤記でないと仮定するならば、カステジャーノスにおける「売春婦」の「異常性」の“真実性”について想像することも可能ではないだろうか。
- 17) 1917 年には、キューバの少年犯罪人についての事例研究において「遺伝形質」としての「心理」、「精神的層状化」についてより詳しく展開している (Castellanos 1917b: 119)。
- 18) これは先達のオルティスの「精神的未開性」の論と近似している (Ortiz 1906: 397)。
- 19) 大杉はロンブローゼを手本としたオルティスとカステジャーノスの人種による身体形質の探求、その「呪術師狩り」に、「白人支配階層」自身の「不完全性と不安」を読み取り、ロンブローゼを継承する「唯物論者」たちの彼らこそが「物神崇拜者」だったとして、これを「フェティシズムの不安」と呼んでいる (大杉 2004: 452)。
- 20) バティスタ政権と国家鑑識局とのかかわり、そしてロンブローゼ派の犯罪

学が「科学的」捜査の現場で伸長し、国家秘密警察 (Policía Secreta Nacional) にも影響力を持っていた事実についてはBronfmanおよび大杉を参照のこと (Bronfman 2004: 132-134; 大杉 2010: 309)。

- 21) パルミエの論考では、カステジャーノスはロンブローゾによるスティグマの基準に合致した身体形質をブルーホに見いだせなかったことの代替として、言語や舞踏を含む心理的・文化的属性をブルーホの識別項として提示したとしている (Palmié 2002: 246) が、カステジャーノスにおいてそれらがどのような価値判断のもとに布置されていたのか含め、未だ検証すべき点は多く残されている。

参考文献

- 池田光穂. 2020.『暴力の政治民族誌—現代マヤ先住民の経験と記憶』大阪大学出版会.
- 岩村健二郎. 1993.『キューバ性への志向—フェルナンド・オルティスのアフロキューバ人研究—』(修士論文)東京外国語大学.
- .2012.「『科学』と『人種』—F.オルティスによるキューバ初の“黒人研究”にみる知のかたち—」(『人文論集』50巻, 2月), 170-136 ページ.
- .2015.「現代キューバにおける『人種』と『歴史』—有色人独立党の反乱(1912)を巡って—」(『人文論集』55巻, 2月), 248-221 ページ.
- .2020.「『文化』の理論と実践—キューバの二つの事例から考える—」(『人文論集』58巻, 2月), 256-229 ページ.
- 江藤隆之. 2019.「スペイン刑法のプロフィール」(『桃山法学』30号), 1-26 ページ.
- 大杉高司. 2004.「ある不完全性の歴史—二〇世紀キューバにおける精神と物質の時間」(『文化人類学』69巻3号), 437-459 ページ.
- .2010.「キューバ革命の「近代」:「恥ずかしがらない」唯物論からの眺め」(『国立民族学博物館研究報告』35巻2号), 299-335 ページ.
- グールド, スティーブ・J. 1998.『人間の測りまちがい』河出書房新社.
- 酒井直樹. 1996.『死産される日本語・日本人:「日本」の歴史—地政的配置』新曜社.
- ダルモン, ピエール. 1992.『医者と殺人者: ロンブローゾと生来性犯罪者伝説』鈴木秀治訳, 新評論.
- ドラボルト, フランソワ. 1989.『黄熱の歴史: 熱帯医学の誕生』池田和彦訳, みすず書房.
- 野家啓一. 2001.「『実証主義』の興亡—科学哲学の視点から—」(『理論と方法』

- 16 卷 1 号), 3–18 ページ.
- 野呂康. 2012. 「モデル小説」の射程 十九世紀末の奇書『チュチュ』の執筆, 出版と読解」(『大学教育研究紀要』8号), 163–178 ページ.
- パチェコ, ホアキン・フランシスコ. 1836. 江藤隆之訳「法典: その編纂と議論」(『桃山法学』34号), 311–323 ページ.
- Akpinar, Nil-Jana, Maria De-Arteaga, and Alexandra Chouldechova. 2021. “The effect of differential victim crime reporting on predictive policing systems,” in *Conference on Fairness, Accountability, and Transparency (FAcT’21)*, March 3–10, 2021, *Virtual Event, Canada* (ACM, New York). (<https://doi.org/10.1145/3442188.3445877> 2022 月 3 月 25 日閲覧).
- Amador, José. 2015. *MEDICINE AND NATION BUILDING IN THE AMERICAS, 1890–1940* (Nashville: Vanderbilt University Press).
- Ascarelli, Attilio. 1906. “Les empreintes digitales dans les prostituées,” *Comptes-rendus du VI Congrès International d’Anthropologie Criminelle (Turin, 28 Avril–3 Mai 1906)* (Turin: Institut de médecine légale), pp. 420–422.
- Avakame, Edem F. 1999. ““Did you call the police? What did they do?” An empirical assessment of black’s theory of mobilization of law,” *Justice quarterly*, 16(4), pp. 765–792.
- Barbé y Huguet, Pablo. 1919. *Códigos de Cuba*, 2a Edición (Barcelona: Ramón Sopena).
- Bos. 1910. “Internaciaenketo pri mortpuno,” *Voco de Kuracistoj* (9), SETTEMBRO, 131–136.
- Bronfman, Alejandra. 2004. *Measures of Equality: Social Science, Citizenship, and Race in Cuba, 1902–1940* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press).
- Castellanos, Israel. 1914a. “Contribución al estudio de las bocas simiescas,” *Gaceta Médica del Sur*, t. XXXII, cuaderno 1, pp. 3–4.
- 1914b. *La mandíbula del criminal* (La Habana: Imp. Moderna).
- 1914c. “Estudio de una centuria cubana de delincuentes negros,” *Gaceta Médica del Sur*, t. XXXII, cuaderno 31, pp. 719–728.
- 1914d. “La Briba Hampona,” *Revista Bimestre Cubana*, 9, pp. 94–104; 183–198; 253–259.
- 1914e. *A través de la criminología. Atlas* (La Habana: Editorial Salas).
- 1914f. “El tipo brujo (Acotación de etnología criminal cubana),” *Revista Bimestre Cubana*, 9, pp. 328–344.
- 1916a. “La pena de muerte bajo el punto de vista médico,” *Vida Nueva*, año

- VIII, núm.1, pp. 8–13. (<http://www.habanaelegante.com/Spring2002/Panoptico.html> 2022 年 3 月 25 日 閲覧)
- 1916b. “El ñañiguismo y la brujería en Cuba desde el punto de vista médico legal,” in 1937. *Medicina legal y criminología afro-cubanas* (La Habana: Molina y Cia.), pp. 5–108.
- 1917a. “Confidencias de Israel Castellanos,” *Higia: Archivos hispano-americanos de medicina social*, II, pp. 307–316.
- 1917b. “Pina: el negrito asesino,” *Vida Nueva*, año IX, núm. 11, pp. 264–268, in 1937. *Medicina legal y criminología afro-cubanas* (La Habana: Molina y Cia.), pp. 115–126.
- 1927. “La Identificación a Distancia,” *Revista de Medicina Legal de Cuba*, núm.1, año VI, pp. 22–31.
- Chávez Alvarez, Ernesto. 1991. *El crimen de la niña Cecilia: La brujería en Cuba como fenómeno social (1902–1925)* (La Habana: Editorial de Ciencias Sociales).
- De Armas Fonticoba, Tania. 2011. “Fernando Ortiz e Israel Castellanos en la genealogía de la criminología en Cuba,” *Derecho y Cambio Social* (25), pp. 1–13.
- Delgado García, Gregorio. 2004. “La Medicina China Y Su Presencia En Cuba,” *Cuadernos De Historia De La Salud Pública* (95). (http://scielo.sld.cu/scielo.php?script=sci_arttext&pid=S0045-91782004000100005&lng=en&tlng=en 2022 年 3 月 25 日 閲覧)
- Domínguez Cabrera, David. 2015. *Cuerpo social, criminalidad y prácticas discursivas en Cuba (1902–1926)* (La Habana: Editorial de Ciencias Sociales).
- Erenchun, Félix. 1857. *Anales de la isla de Cuba : diccionario administrativo, económico, estadístico y legislativo: año de 1856* (La Habana: Imprenta La Habanera).
- Galera Gómez, Andrés. 1988. “El resurgir de una nueva escuela: Israel Castellanos y el atavismo del delito,” *Asclepio*, 40(2), pp. 81–97.
- 1991. *Ciencia y delincuencia: El determinismo antropológico en la España del siglo XIX* (Sevilla: Consejo Superior de Investigaciones Científicas).
- García Morales, Francisco. 1881. *Guía de gobierno y policía de la isla de Cuba* (La Habana: La Propaganda literaria).
- Gómez González, Carlos Andrés y Carlos Alberto Suárez López (coord.). 2012. *Estudios de derecho penal II* (Bogotá: Universidad Jorge Tadeo Lozano). (http://avalon.utadeo.edu.co/servicios/ebooks/derecho_penal_II/files/assets/basic-html 2022 年 2 月 24 日 閲覧)
- Héctor, Francisco María, José Fernández Benítez y Jorge Le-Roy y Cassá. 1916.

- “INFORME SOBRE LA MEMORIA PRESENTADA EN OPCIÓN AL PREMIO DE MEDICINA LEGAL, INSTITUIDO POR EL DR. ANTONIO DE GORDON Y ACOSTA,” *Anales de la Academia de ciencias médicas, físicas y naturales de la Habana*, t.52, pp. 916–919.
- Helg, Aline. 1995. *Our rightful share: The Afro-Cuban Struggle for Equality, 1886–1912* (Chapel Hill: University of North Carolina Press).
- Iglesias, Juana M. L. 2013. “Evolución de las ideas filosófico penales en Cuba: El Código de Defensa Social y otras normativas penales (1938–1958),” *Revista de historia del derecho* (45), pp. 111–140.
- La conferencia de beneficencia y corrección de la isla de Cuba. 1902–1908. *Memorias Oficiales de las Conferencias Nacionales de Beneficencia y Corrección de la Isla de Cuba* (La Habana: La Moderna Poesía).
- Lefevre, L. 1910. “Internaciaenketo pri mortpuno,” *Voco de Kuracistoj* (6), OKTOBRO, p. 152–153.
- Leiva Lajara, Edelberto. 2015. “Prólogo,” in Domínguez Cabrera, David. 2015. *Cuerpo social, criminalidad y prácticas discursivas en Cuba (1902–1926)* (La Habana: Editorial de Ciencias Sociales), pp. XI–XXII.
- Marqués de Armas, Pedro. 2014. *Ciencia y poder en Cuba: Racismo, homofobia, nación (1790–1970)* (Madrid: Editorial Verbum).
- Naranjo Orovio, Consuelo. 2005. “De la esclavitud a la criminalización de un grupo: la población de color en Cuba,” *Op. cit* (16), pp. 137–178.
- Ortiz, Fernando. 1906. *Hampa afro-cubana: Negros brujos* (Madrid: Librería de Fernando Fé).
- . 1914. “Sección Bibliográfica,” *Revista Bimestre Cubana*, 9, p. 393.
- . 1926a. *Proyecto de código criminal cubano* (La Habana: Librería Cervantes).
- . 1926b. “Proyecto de código criminal cubano,” *Revista Bimestre Cubana*, 21, pp. 681–705.
- Pacheco, Joaquín Francisco. 1848. *El código penal concordado y comentado por D. Joaquín Francisco Pacheco* (Madrid: Imprenta de D. Santiago Saunaque).
- . 1880. *El Código Penal concordado y comentado. 6a edición corregida y aumentada* (Madrid: Imprenta de Manuel Tello).
- Palmié, Stephan. 2002. *Wizards and Scientists: Explorations in Afro-cuban Modernity and Tradition* (Durham and London: Duke University Press).
- Rivero-Valdés, Orlando. 2017. “Religious Freedom, Brujería and Child Murder in Cuba, 1898–1933,” *Taller de la historia* (9), pp. 102–129.

- Roche y Monteagudo, Rafael. 1908. *La policía y sus misterios en Cuba* (La Habana: Imprenta La Prueba).
- . 1925. *La policía y sus misterios en Cuba* (La Habana: La moderna poesía).
- Román, Reinaldo L. 2007. *Governing Spirits: Religion, Miracles, and Spectacles in Cuba and Puerto Rico, 1898–1956* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press).
- Santana, Antonio Mesa. 2018. *Visita de la Academia Americana de Ciencias Forenses (AAFS). Mayo del 2018*. (<http://www.tecnicrim.co.cu/es/content/visita-academia-americana-ciencias-forenses-aafs-mayo-del-2018> 2022年3月25日閲覧)
- Trujillo y Monagas, José. 1882. *Los criminales de Cuba y d. José Trujillo* (Barcelona: Tip. de F. Giro).
- Valdés, Gerónimo. 1842. *Bando de gobernación y policía de la isla de Cuba* (La Habana: Imprenta del Gobierno y Capitanía general).
- Vizmanos, Tomás M. d. y Cirilo Álvarez Martínez. 1848. *Comentarios al nuevo Código penal* (Madrid: Establecimiento Tipográfico de J. González y A. Vicente).

〈Resumen〉

**El “antropólogo criminal” Israel Castellanos y sus
primeros estudios:
Un análisis del racismo en Cuba a principios del siglo XX**

Kenjiro IWAMURA

¿Es la problemática del discurso sobre el determinismo genético de la “raza” y los “delincuentes” biológicos que la criminología de finales del siglo XIX y principios del XX intentó presentar, algo que ya ha sido superado en la actualidad, y que sólo existía en modos de pensamiento pasados? Ahora hay empresas privadas que reciben muestras, analizan y entregan la información del genoma completo, y también hay herramientas gratuitas que dicen ser capaces de “deducir” el fenotipo del ADN del iris, el color del pelo y el color de la piel basándose en esa información. Pero, ¿el fenotipo de esos “colores” tiene un significado generalmente, culturalmente o universalmente comprensible? Hay otro ejemplo. Se está desarrollando un “sistema policial preventivo” que utiliza la IA para predecir las “zonas peligrosas”. En un trabajo que lo critica se denuncia la inclusión de una serie de “factores extra-legales”, como la raza, el sexo, la riqueza y la educación, en los datos sobre los delitos denunciados por las víctimas en los que se basa el sistema policial preventiva, lo que da lugar a disparidades en los resultados. El acto de anticipar y defender la transgresión por adelantado sigue creando un amplio campo “cultural” y social de interpretación, análisis e imagería al margen del deli-

to codificado.

Este trabajo trata sobre el “antropólogo criminal” cubano Israel Castellanos (1891–1977). A principios del siglo XX, Cuba era una nueva república con sus legados de la esclavitud, y se solicitaba su gobernanza social y modernización. Israel Castellanos, antropólogo criminal lombrosiano, aplicando el concepto sobre el delincuente nato, trató de esencializar a los “negros” “delinquentes” con los rasgos físicos o psíquicos, y de eliminarlos de antemano como “personas peligrosas” para la sociedad cubana modernizada. En 1916, su tesis, “El ñañiguismo y la brujería en Cuba desde el punto de vista médico legal,” recibió el Premio de Medicina Legal otorgado por la Academia de Ciencias Médicas, Físicas y Naturales de la Habana, la entidad científica más prestigiosa de la época.

Hay muchos ejemplos de recepción y desarrollo de las escuelas positivistas en la erudición cubana de la época, como Raffaele Garofalo y Enrico Ferri de la misma escuela lombrosiana italiana, la escuela de Lyon con su énfasis en los factores ambientales, Paul Topinard y Alexandre Lacassagne, y los criminólogos españoles Manuel Sales y Ferré y Rafael Salillas. Aunque desconocido y autodidacta, Castellanos dominó las revistas de medicina, cirugía y odontología en la década de 1910 en España, y tras unos pocos años de actividades académicas en La Habana, en particular con el trabajo de medicina legal en 1916, sucedió a Juan Steegers, la principal autoridad de la identificación digital en esa época, como director del Gabinete Nacional de Identificación en 1921, cuando dos años antes de doctorarse en medicina en la Universidad de La Habana. Su carrera como la primera figura destacada de la escuela lombrosiana encarnaría la autoridad de la escuela en la sociedad cubana de la época.

Hasta los principios de los años 20 las investigaciones de Castellanos se centraron en el proyecto de encontrar en la “raza negra” presupuesta como

"raza inferior" los rasgos físicos "inferiores" que Lombroso había "encontrado" en los locos y los delincuentes de Italia. Sus investigaciones que pretendían establecer al "delincuente nato negro" materializaron al "brujo" y al "ñánigo" dentro de los delincuentes negros. El ñánigo ya había sido sujeto legal en los decretos de gobernación decimonónicos que el "ñañiguismo" lo establecían "asociación ilícita". La cuestión de cómo construir al "Brujo" era especialmente importante en los trabajos de Castellanos. Aquí veremos una muestra de las investigaciones de Castellanos en algunos textos para ver cómo intentó objetivar al "brujo delincuente" en la "jurisprudencia" y en la "antropología criminal".